

年休裁判は今こうなっている24

会社証人尋問で明らかになる！

社員の年休取得より、臨時列車運行確保が最優先！

(裁判官) 年休20日取れそうもない時に、臨時列車運転を増やさないという選択肢はあるのか？

(百瀬証人) お客様に答える使命がある。

(弁護士) 臨時列車が急遽設定されると要員が確保できないから受けられないという選択肢はないのか？

(工藤証人) なんとかして臨時列車を確保する。

年休裁判の証人尋問にも関わらず、会社証人により社員の年休より臨時列車の運行最優先と利益優先だという事が明らかになったのである。

(弁護士) 予備勤務者が5日前にならないと勤務か休みか、年休が入るか明らかにならないために生活設計がたたないと思わないのか？

(工藤証人) そうは思わない。

(弁護士) 前月に申し込んだ年休が、40日間以上も年休が入ったかどうかわからない事で、生活設計がたたないと思わないのか？

(工藤証人) 問題ない。

労働者の年休権を無視した勤務作成である！

労働基準法第39条違反！要員不足！明白である！

工藤証人は、本件期間当時は東一運・東二運運転科長で勤務作成の責任者でした。また、勤務作成にあたり、変形労働時間制も解らずに作成していたのである。

要員不足であるのに年休を取得させるより臨時列車運行最優先である。

労働者の大切な年休権の重要性など全く理解する事もなく、多くの年休を失効したのも、勤務作成者をはじめとする会社の姿勢が、労働者の年休権を無視していたことは明らかである。労基法違反である。